

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V経営資源	全般	共通	環境保全

番号	取組事項
51	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。

A. 解説

生物多様性とは、生物多様性基本法において「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」を意味し、人類もその恩恵を享受しています。近年の農業の生産効率は化学的な資材や機械化により飛躍的に向上しましたが、一方で環境破壊や環境汚染等により生物多様性を脅かす状況を招いています。

生物多様性について考える場合、まず農場と農場周辺にどのような動植物が生息しているか、希少動植物、在来種、外来種等を認識し、それらにどのような変化があるのかを把握します。また、日本では鳥獣害対策が重要な地域が増えています。生態系のバランスを考えたいうえで、地域の一員として、どのように環境と生物多様性に貢献できるかを考えて活動します。

一方で、鳥獣による農産物等への被害は深刻な状況です。農場周辺では「鳥獣による農業水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、国が定める基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、地域ぐるみで被害防止対策を行う取組を推進しています。同法では、国及び地方公共団体は生物の多様性の確保等に留意することとされており、国・市町村が定めた指針・計画に即した対策を実施することは生物多様性の確保の点からも重要です。

基本指針においては生産段階の取組として、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

(取組例)

- ・食品残渣の管理の徹底、放任果樹の除去等、鳥獣等を引き寄せない取組の実施
- ・侵入防止柵の設置
- ・追い払い活動や追い上げ活動の実施

その他にも、遊休地の草刈等を行って見通しを良くし、ほ場への接近を防ぎます。

なお、鳥獣を捕獲する際は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」等の関係法令を遵守することとしています。在来種に関しては駆除を前提としない鳥獣害防止対策を講じます。一方で特定外来生物については、自治体と連携して駆除等に努めます。

こうした取組を地域ぐるみで実践し、生物多様性を損なうことなく、鳥獣害防止に努めましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
51-1	イノシシにより、農産物の食害が発生。	ほ場と山の間に雑草が生い茂る耕作放棄地を除草する。 緩衝地帯として見晴らしの良い空き地をつくりイノシシが寄りにくくする。
51-2	鳥獣害防止のために設置した毒餌により、地域の希少動物が駆除される事故が発生。	法令を遵守し、有資格者による適切な罠等を設置する。 動物が寄り付かないよう、作物残渣等を適切に処分する。



図 鳥獣害防止の対策の例

C. 関係する法令等

- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成 20 年 2 月 21 日農林水産省告示第 254 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	苗づくり・定植	共通	食品安全

番号	取組事項
52	信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。

A. 解説

農業における健全な種苗（種子、苗）の入手、育成は経営上、重要な工程です。種苗の入手・育苗を管理、記録し、見直せるようにすることが大切です。また、育苗品種を指定して育苗を外部委託している場合には、番号 15 に従って管理を実施します。

種苗は、外観によって品種、発芽率などの品質や生産地の識別が困難なため、販売する場合は一定の事項の表示が義務付けられています。指定種苗として定められた植物の種苗が表示義務の対象です。農林水産大臣が指定種苗として定めているのが、穀類、豆類、いも類、野菜、きのこ類などの食用となる作物及び飼料作物の全て、花き、果樹、芝草などの一部の植物です。これらの種苗には、品種、生産地、採種年月（又は有効期限）、数量、農薬の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されているので、記載事項を参考に、適切な種苗を入手し、記録します。

特に農業生産の安定を図るため、種苗の健全性が収穫に大きく影響を及ぼす作物（馬鈴薯等）については、国が指定種苗として指定し、検疫を行っています。指定種苗は、植物防疫官が毎年栽培中に病害虫の検査を行い、この検査に合格しないと種苗として移動することができません。対象品目（馬鈴薯等）を購入する時は検査合格証票を確認します。

自家増殖した種苗については、どのほ場で採取されたものか（複数ほ場からの選抜も可）を記録します。入手した種苗をほ場に定植するまで育苗した場合は、その育苗記録を作成します。育苗した場所・施設名、品目・品種、播種量、培土の配合、施肥内容、定植日、種苗生産に際し農薬を使用した場合は、番号 65 に従って記録を残します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
52-1	表示の確認を怠り、農薬の使用回数を超過する使用基準違反が発生。	指定種苗の表示から農薬の使用回数を確認する。 定植後に自ら使用する農薬の使用回数と合わせてカウントする。

表示例(種子)

(種類) トマト (品種名) ○○号	
生産地	○○県 数量 ○○ml
採種年月	2 0○○年○月
発芽率	○年○月現在 %
○○種苗株式会社	
○○県○○市○○町○丁目○○	

〔農薬使用に関する表示例〕

例① ○○処理済 収支粉衣●回

例② ○○○○○ ●回使用

例③ 使用した農薬
○○○・△△ 各●回
(農薬名□□)

図 1 指定種苗の表示

出典：農林水産省「指定種苗制度をご存知ですか？」



図 2 種馬鈴薯の検査合格証票サンプル

出典：農林水産省「国内種苗の検査について」

C. 関係する法令等

- ・ 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）
- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・ 農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）
- ・ 有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和 3 年 4 月 23 日付け 3 消安第 625 号、3 消安第 627 号、3 食産第 495 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	飼料作物	食品安全

番号	取組事項
53	有毒植物の除去、隔離。

A. 取組を必要とする理由や背景

家畜は通常、有毒な植物は採食しませんが、草量の不足やサイレージ、乾草に混入していると、採食してしまうことがあります。「草地管理指標」では、飼料用の草地の管理方法として、有毒植物による中毒を防止する方法として以下の取組例を示しています。

(取組例)・ワラビ等有毒植物を抜き取り除去する。

・牧柵による隔離を行い、立ち入りを制限する。

放牧用草地、サイレージの原料生産草地等では、有害植物が繁茂しないよう、混入しないように管理します。また、有害植物が確認された場所は、家畜が入らない様に隔離措置等を講じ、適切に管理します。

家畜に有害な植物（中毒症例あり）として、以下のようなものが知られています。

アジサイ／キョウチクトウ／トリカブト／アセビ／キンコウカ／ニセアカシア／アメリカチョウセンアサガオ／クララ／ネジキ／イチイ／ケチョウセンアサガオ／バイケイソウ／イヌサフラン／コバイケイソウ／フクジュソウ／イヌスギナ／シキミ／ヘアリーベッチ／ウマノアシガタ／スズラン／モロヘイヤ／オトギリソウ／セイヨウカラシナ／ユズリハ／オオオナモミ／センダン／ヨウシュチョウセンアサガオ／オナモミ／ソテツ／ヨウシュヤマゴボウ／カタバミ／チョウセンアサガオ／レンゲツツジ／カラクサナズナ／ドイツスズラン／ワラビ／ギンギシ／ドクウツギ
詳細については、農研機構等の資料により確認しましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
53-1	サイレージ・乾草に有毒植物が混入し、採食した家畜に中毒が発生。	抜き取りにより有毒植物を除去する。 残留しても規格基準に違反にならない除草剤等を、適期に使用する。
53-2	有毒植物が繁茂している草地に放牧し、採食した家畜に中毒が発生。	抜き取りにより有毒植物を除去する。 残留しても規格基準に違反にならない除草剤等を、適期に使用する。 有毒植物の繁茂している草地への立入をできなくする。

C. 関係する法令等

・草地管理指標（平成18年5月農林水産省生産局公表）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培・収穫	共通	食品安全

番号	取組事項
54	隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。

A. 解説

農薬の工程管理を検討する上で、自らのほ場・農産物に対し、周辺で使用される農薬からの影響があるか、ドリフトの危険性について調べます。

ドリフトの影響が懸念される場合には、周辺の農薬使用者とコミュニケーションをとり、お互いに農薬の影響がないよう話し合いをします。例えば、農薬散布時期を知らせてもらう、農産物が収穫時期を迎える際には農薬の使用を控えてもらう、使用する農薬を揃える、旗や目印でドリフトへの注意を促す、ドリフト低減ノズルの使用を依頼する、畦畔・境界部に緩衝地帯や防風ネット、風よけとなる緑肥を栽培する等の方法があります。

周辺農家と軋轢が生じないようによく話し合い、適切な方法を採用します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
54-1	周辺ほ場からのドリフトにより、残留農薬基準違反が発生。	周辺ほ場の農薬使用者とコミュニケーションをとる。 農薬散布時期を知らせてもらい、収穫時期をずらす。 収穫時期を知らせ、農薬散布を控えてもらう。 使用する農薬を適用のあるものに変更してもらう。 ドリフト低減ノズルの使用を依頼する。 緩衝地帯や防風ネットの設置、風よけとなる緑肥の栽培によりドリフトを回避する。

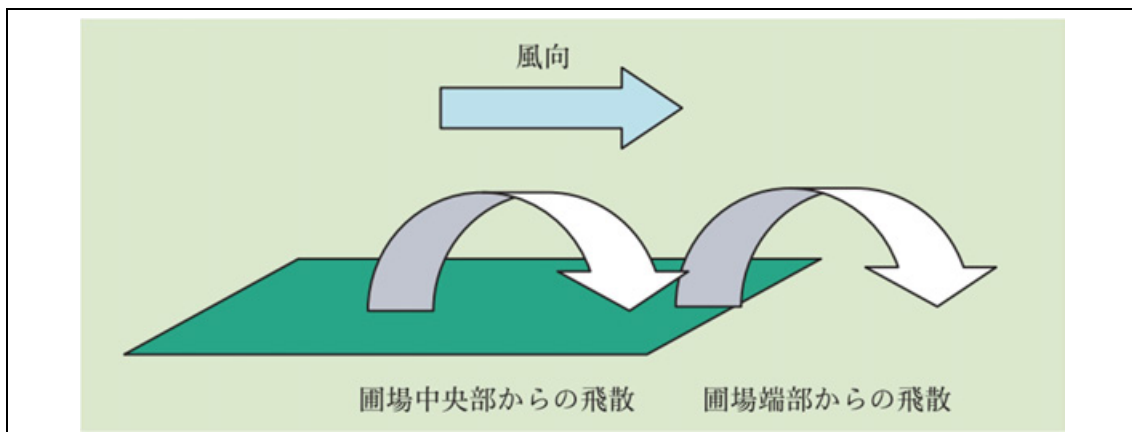


図1 ほ場端部からの農薬ドリフトについて

出典：農林水産省「農薬飛散対策技術マニュアル」



周辺農家と話し合い、加害・被害のドリフトリスクを低減するため、防風ネット等を設置します。

図2 ドリフトリスク低減のための防風ネット

C. 関係する法令等

- ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）」
- ・農薬飛散対策技術マニュアル（平成21年度IPM技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	共通	環境保全

番号	取組事項
55	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(IPMにおける「予防」の取組)。

番号	取組事項
56	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPMにおける「判断」の取組)。

番号	取組事項
57	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除(IPMにおける「防除」の取組)。

A. 解説

1. IPM について

IPM とは、Integrated Pest Management の略称であり、「総合的病害虫・雑草管理」などと訳します。

IPM は、

- ①病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (IPM の「予防」の取組)、
 - ②病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (IPM の「判断」の取組)、
 - ③多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (IPM の「防除」の取組)
- を組み合わせ、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫・雑草の発生を抑制する方法です。

病害虫・雑草の発生状況に応じて、経済性を考慮しつつ適切な防除手段を総合的に講じることにより、農業者にとって農作物の安定した生産を確保できるというメリットがあります。また、化学農薬に過度に依存せず、多様な防除手段を総合的に用いることにより、人の健康に対するリスクの低減、環境への負荷の低減による生物多様性の維持等の環境保全、薬剤耐性・抵抗性を持った病害虫・雑草の出現抑制にもつながります。

2. IPM の取組方法

IPM の取組方法としては、「予防」、「判断」、「防除」の3つの取組を基本に効果的・効率的な防除を行います。それぞれの取組内容は以下のとおりです。

(1) 「予防」の取組

IPM では、病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備のため、「健全な種苗の使用」「病害虫の発生源の除去」に取り組むことが基本となります。これらの取組に加えて、栽培する作物の種類、地域の実情を踏まえた取組等を可能な範囲で実施します。

<取組例>

- ・ 健全な種苗の使用（種子更新・種子消毒の実施、検定済み無毒苗木・種子の使用、病徴や徒長のない苗の使用等）
- ・ 病虫害の発生源（作物残渣、周辺雑草、寄主植物等）の除去
- ・ 抵抗性品種の導入
- ・ 土壌の排水性の改善
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理
- ・ 適正な栽植密度の管理
- ・ 輪作の実施
- ・ 緑肥の活用 等

（２）「判断」の取組

IPM では、病虫害・雑草による被害が生じると判断される場合に防除を行うことを基本として、「発生予察情報の活用」、「ほ場観察」により病虫害・雑草の発生状況等を把握した上で防除要否及びタイミングを判断します。

<取組例>

- ・ 都道府県や国、民間団体の発生予察情報※（発生予報、注意報、警報等）を活用することにより防除要否及びタイミングを判断
※病虫害の防除を適切なタイミングで経済的なものにするために農業者等に提供される、今後、発生が多くなると予測される病虫害を効率的に防除できる時期等の情報であり、国、都道府県は、発生予察事業において、病虫害の発生状況を調査し、その後の病虫害の発生を予測し、発生予報、注意報、警報等により情報提供しています。
- ・ ほ場やほ場周辺における病虫害・雑草や天敵の発生状況を観察することにより防除要否及びタイミングを判断 等

（３）「防除」の取組

IPM では、化学的防除だけでなく、「物理的防除」、「生物的防除」など多様な防除方法を組み合わせることを基本として、粘着シート、天敵など化学農薬以外の多様な防除資材を活用し、適切な使用方法による防除を行います。また、化学農薬の使用においては、可能な範囲で環境負荷の低減にも資する化学農薬を活用し、環境負荷の低減にも資する使用方法による防除に取り組みます。

（取組例）

①多様な防除資材の活用

- ・ 粘着シート、防虫ネット等の利用（物理的防除）
- ・ 天敵、微生物農薬等の活用（生物的防除）
- ・ 環境負荷低減の観点からのリスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換 等

②適切な使用方法による防除

- ・ 同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布（ローテーション散布）

- ・ 農薬施用量の低減のためのドローン等を活用したピンポイント防除
- ・ 農薬散布時の飛散の低減のための飛散防止ノズルの活用 等

3. IPM の実践

IPM の実践にあたっては、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実践）、Check（検証）、Action（改善）を繰り返すことで業務を改善する手法）により、毎年、取組方法の改善を図ることが重要です。いつ、どのような取組を行ったか記録を残すようにしましょう。

また、病虫害・雑草の発生態様は、地域によって様々であり、地域の実情を踏まえた最適な防除手段を選択することが必要となります。より地域に合った IPM の取組方法については、各都道府県の普及指導センター等に相談してください。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
55～57	病虫害・雑草の発生・まん延により、収量が大幅に減少。	「予防」、「判断」、「防除」を組み合わせた総合的病虫害・雑草管理を実施します。
	化学農薬のスケジュール散布や化学農薬のみに依存した防除により、環境負荷が増大。	<予防の取組例> ・ 健全な種苗を使用する。 ・ 病虫害の発生源となる作物残渣、周辺雑草等を除去する。
	薬剤耐性・抵抗性を持つ病虫害・雑草が出現。	・ 抵抗性品種を導入する。 ・ 輪作体系に取り組む。 <判断の取組例> ・ 発生予察情報の活用やほ場観察により病虫害・雑草の発生状況に応じて防除要否及びタイミングを判断する。 <防除の取組例> ・ 化学的防除だけでなく、生物的防除、物理的防除などの多様な手法を組み合わせた防除を行う。 ・ 同一系統の農薬の使用を避け、ローテーション散布を実施する。

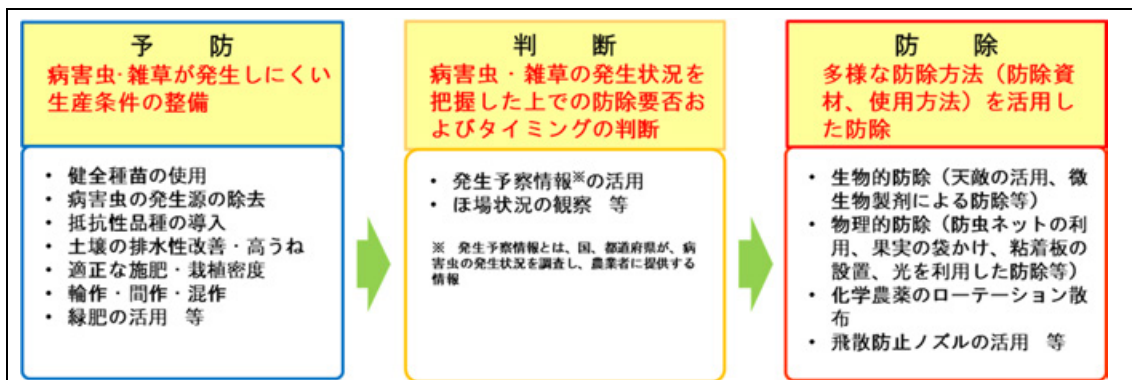


図1 IPMの基本的な考え方について

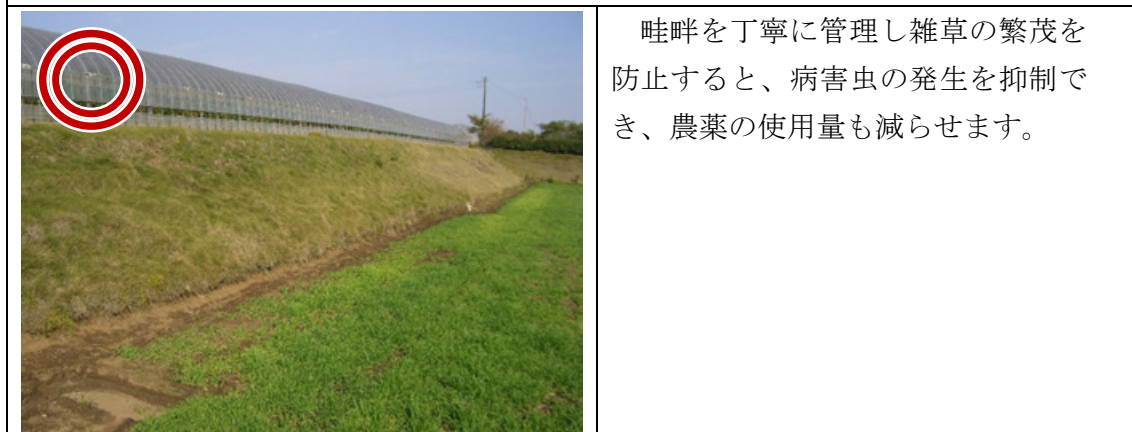


図2 予防の取組例（畦畔の雑草管理）



図3 生物的防除の事例（天敵の活用）（提供：高知県）

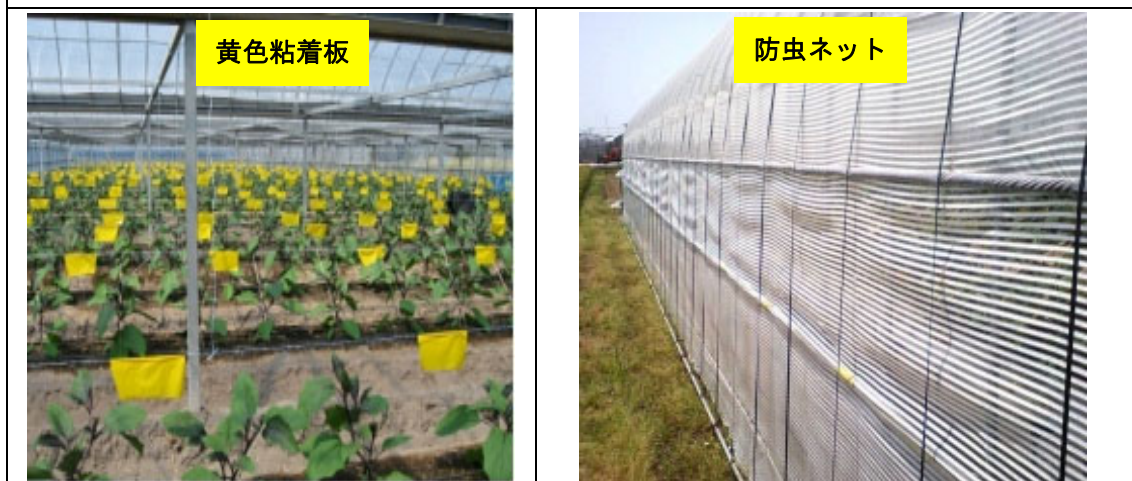


図4 物理的防除の事例（物理的防除資材の活用）

C. 関係する法令等

- ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成 17 年 9 月 30 日付け 17 消
安第 6260 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	計画	共通	食品安全

番号	取組事項
58	使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。

A. 解説

農薬を使用する際には、「農薬取締法」に基づく登録を受けたもの、かつ、有効期限内のものを使用する必要があります。

食品の安全を守り、周辺環境に配慮して農薬を適正に使用するため、まず、農場で使用する予定の農薬のリストを作成します。その際、都道府県の「防除指針」、普及指導センターやJAの防除暦などを参考にします。リストに記載する際に、その農薬には農林水産省の登録番号があることを確認します。

続いて、農薬取締法に定められた「使用基準違反」にならないように、リストを整備します。農薬のラベルに表示されている農薬名（剤型含む）、適用病害虫名、使用回数（本剤の使用回数、含有する有効成分の種類ごとの総使用回数）、使用量、希釈倍数、使用方法などを確認しリストに記載していきます。間違いがないか、複数回チェックしましょう。農薬は、含有する有効成分の種類ごとに使用できる総使用回数が定められているので、総使用回数を超えていないことを確認しましょう。また、対象病害虫によって希釈倍数が異なることもありますので、何のために使用するのか、しっかり記載しましょう。

同じ農薬を何回も続けて使用すると、病害虫において、その農薬に対する耐性・抵抗性が生じる可能性が高まります。そこで、作用機構などを調べ、同じ系統の農薬を連用することがないように、農薬のリストを工夫します（RACコード、系統名等を参照）。

農薬は、製剤ごとに適用作物が異なり、農産物によって残留農薬基準も異なります。後に作付けする作物のことも考慮して農薬を選択できるようにしましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
58-1	無登録農薬の使用による農薬取締法違反が発生。	農薬リストを作成する。 リスト掲載農薬のみを使用する。 使用前に必ず農薬登録番号を確認する。
58-2	農薬の使用回数、使用時期、使用量、希釈倍数の間違いにより、残留農薬基準違反が発生。	農薬リストを作成する。 リストに記載した方法で農薬を使用する。 使用前に必ずラベルの記載事項を確認する。

番号	【具体例】	【想定される対策】
58-3	農薬に対する病虫害の耐性・抵抗性が発生。	同系統の農薬を連続して使わない（ローテーション）。 IPM を実践する。
58-4	前作使用農薬により、後作の農産物に残留農薬基準違反が発生。	後作にも適用のある農薬を選択する。 前作終了後、後作作付けまで十分な期間を開ける。
58-5	国内出荷分は問題なかったものの、輸出先国で残留農薬基準違反が発生。	輸出先国の残留農薬基準値を調べ、基準違反発生のリスクを極力低減させた農薬使用計画を策定する。 輸出先国の基準に適合していることを自主検査で確認する。

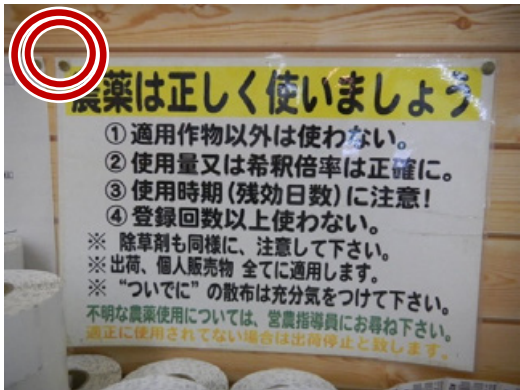
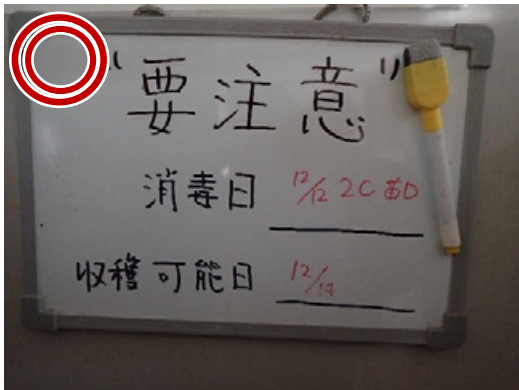



図 農薬の適正使用

農薬の適正使用について、繰り返し注意を促し徹底します。特に、収穫前日数を間違えると、農薬使用基準違反だけでなく、残留農薬基準に違反する可能性が高くなります。収穫日を間違えない措置を講じることが重要です。

C. 関係する法令等

- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	共通	食品安全

番号	取組事項
59	農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。

A. 解説

農薬を使用する際には、農薬ラベルに適用作物、使用回数、使用量、希釈倍数、収穫前日数、使用上の注意事項や被害防止方法等が記載されていますので、必ず確認しましょう。

「農薬取締法」では、容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に従って使用することが定められています。ラベルの表示内容を遵守していないと、農薬使用基準違反に問われたり、残留農薬基準違反により出荷した農産物を回収しなければならなかったりする場合があります。

また、最終有効年月を過ぎた農薬は、効果が保証されないだけでなく、使用基準が変更されている場合には、表示内容を守っていたとしても残留農薬基準違反になる可能性があるため、使用しないようにします。間違いを回避するために、最終有効年月を過ぎた農薬は明確に識別、分別して管理し、できるだけ早急に廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処分します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
59-1	思い込みによる間違った農薬を使用し、使用基準違反が発生。	使用前に農薬使用計画を確認する。 農薬の使用の都度、容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認する。
59-2	最終有効年月を過ぎた農薬を使用し、防除効果が不足。	使用前に最終有効年月を確認する。 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないように識別、分別する。 最終有効年月を過ぎた農薬を早急に処分する。
59-3	最終有効年月を過ぎた農薬を使用し、結果的に残留農薬基準値の超過が発生。	使用前に最終有効年月を確認する。 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないように識別、分別する。 最終有効年月を過ぎた農薬を早急に処分する。

農薬を知る。理解する。 適正に使う。

使用する前に

ラベルの適用作物
使用方法を確認

類似してもラベルに記載がなければ
使用できません!

別の適用作物例

ほうれんそう

こまつな

しゅんぎく

使用した後は

農薬の使用履歴を
帳簿に記録

《記帳例》

1. 使用年月日
2. 使用場所
3. 農作物名
4. 農薬の種類または名称
5. 使用量または希釈倍数

令和3年度農薬危害防止運動

農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

https://www.maff.go.jp/mouyakuin_tekisei/

農薬の使用前には、必ずラベルの表示内容を確認する必要があります。

図1 農薬の容器又は包装にあるラベルの表示内容
出典：農林水産省

農薬の在庫の明示とともに、最終有効年月を過ぎた農薬は明確に分別、識別して適切な方法で早急に処分します。

図2 農薬の在庫・期限の管理

139

	使いかけの農薬は、ラベルが読める状態で密封します。
図 3 使用途中の農薬の管理	

C. 関係する法令等

- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	共通	環境保全

番号	取組事項
60	農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。

A. 解説

散布作業前に、防除の準備を整えます。

まず、防除器具等が適切に動作するか、事前に確認し、詰まりや前回使用した農薬が残っていないか点検します。

次に、農薬の調製時は最も濃度が高い、原液に接触する危険がありますので、番号 62 に定められた防護装備を適切に装着して作業に当たります。農薬を保管庫から出す前に、適切な保護装備を装着します。

農薬の散布液が余ると、余分に散布して使用基準違反になってしまうことがあります。余分に調製すれば、無駄に農薬を消費し、廃棄処分で環境への負荷も増加します。したがって、必要最小限の散布液を調製し、農薬の使用基準違反の回避、環境汚染の防止、経済負担の軽減に努めます。

まず、ラベルに表示されている単位面積あたりの使用量と、農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製します。計量する際には正確に測れるよう、水平な場所で行います。調製に使用した計量カップなどの計量機器は、農薬の成分が残らないように十分な洗浄、計量機器は拭取り等を行います。洗浄時のすすぎ水は環境汚染を防ぐため、希釈水として農薬タンクに入れます。

はじめから残液が出ないように調製しますが、残液が発生した場合には、番号 64 を参考に処分します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
60-1	余った農薬の散布液を再度散布した結果、使用基準違反が発生。	必要量のみ農薬を調製する。 すすぎ水を希釈水として使用する。



農薬ごとに専用タンクを準備しても継ぎ足して調製すると、濃度が濃くなって農産物に薬害が出て品質が低下したり、逆に農薬の品質が低下したりして効果が得られないなど安定しません。また、残留農薬のリスクも高まります。

図1 適切な農薬調製



図 2 秤・計量機器を用意し、正確に秤量
(提供：群馬県)



図 3 農薬調製専用の台と、計量機器
(提供：埼玉県)

C. 関係する法令等

- ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）